

## 土木学会地球環境委員会表彰規定

(平成 12 年 3 月 30 日 地球環境委員会議決)

(平成 20 年 8 月 30 日 地球環境委員会改定)

(平成 26 年 9 月 3 日 地球環境委員会改定)

(令和 4 年 3 月 24 日 地球環境委員会改定)

(総則)

第 1 条 土木学会地球環境委員会が行う表彰はこの規定による。

(賞の種類)

第 2 条 表彰は、次の地球環境委員会賞（総称）を、土木学会地球環境委員長名で授与して行う。

1. 地球環境論文賞(JSCE GEE Award)
2. 地球環境論文奨励賞
3. 地球環境シンポジウム優秀講演賞
4. 地球環境シンポジウム優秀ポスター賞

(地球環境論文賞:JSCE GEE Award)

第 3 条 地球環境論文賞は、地球環境研究論文集に地球環境問題に関する論文を発表し、これが土木・環境工学における学術・技術の進歩発展に独創的な業績をあげ、顕著な貢献をしたと認められたもの（1 件まで）に授与する。受賞候補は論文とする。

(地球環境論文奨励賞)

第 4 条 地球環境研究論文集に掲載された論文のうち、地球環境シンポジウムでの若手の筆頭著者（3 名程度）に対して、地球環境論文奨励賞を授与する。

(地球環境シンポジウム優秀講演賞)

第 5 条 地球環境優秀講演賞は、地球環境シンポジウム講演集に地球環境問題に関する論文を発表し、これが土木・環境工学における学術・技術の進歩発展に寄与し、独創性と将来性に富むと認められたもの(3 件程度)に授与する。受賞候補は論文とする。

(地球環境シンポジウム優秀ポスター賞)

第 6 条 地球環境シンポジウムにおけるポスター発表のうち、特に優秀と認めた発表者に優秀ポスター賞を授与する。

(表彰小委員会)

第 7 条 地球環境委員会賞を選考するために、土木学会地球環境委員会に表彰小委員会をおく。

(2) 表彰小委員会の委員は、地球環境委員会委員長、副委員長、幹事長、大会実行委員長の合計 4 名とする。この他に、地球環境委員会委員・幹事の中から選出された若干名をおくこともできる。

(3) 表彰小委員会に、幹事長 1 名をおく。幹事長は地球環境委員会副幹事長とする。また、上記 4 名の委員・幹事長の外に幹事若干名をおくことができる。幹事は、地球環境委員会特任幹事・幹事の内から地球環境委員会委員長が指名する。

(4) 表彰小委員会は、地球環境委員会賞の選考を円滑に進めるため必要に応じて、受賞候補者選考作業の補助を地球環境委員会委員、特任幹事、幹事に依頼することができる。

(賞の決定、表彰の時・方法)

第 8 条 地球環境委員会賞は表彰小委員会において決定し、表彰は原則として毎年 1 回、以下の手順により、賞状を授与して行う。

(1) 地球環境論文賞(JSCE GEE Award)

地球環境論文賞は、原則として当該年度内に決定し、速やかに発表し、賞状を授与する。

(2) 地球環境論文奨励賞

地球環境論文奨励賞は、原則として当該年度内に決定し、速やかに発表し、賞状を授与する。

(3) 地球環境シンポジウム優秀講演賞地球環境シンポジウム優秀講演賞は、原則として当該年度内に決定し、速やかに発表し、賞状を授与する。

(4) 地球環境シンポジウム優秀ポスター賞

地球環境シンポジウム優秀ポスター賞は、地球環境シンポジウムにおける「ポスター」に基づき決定し、速やかに発表し、賞状を授与する。

(賞の報告、広報)

第 9 条 表彰小委員会は、地球環境委員会賞の選考経過および結果を、地球環境委員会に報告しなければならない。

(2) 地球環境委員会は、地球環境委員会賞の受賞を、委員会ホームページ等により広報するものとする。

附 則

この規定は、地球環境委員会の議決により変更することができる。

附 則

この規定は平成 12 年度から施行する。